

令和7年度
地域コミュニティ活性化関連施策集

令和7年6月

目次

総務局	1
地域コミュニティ活性化推進事業	1
コミュニティ助成事業	2
元気な愛知の市町村づくり補助金	3
防災安全局	4
コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業（区分ア））	4
コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業（区分イ））	5
コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業（区分ウ、エ、オ、カ））	6
南海トラフ地震等対策事業費補助金（民間防災力強化育成事業・消防団活動支援事業）	7
安全なまちづくり活動支援事業	8
交通安全推進協働事業	9
安全なまちづくり自主防犯活動推進事業	10
県民文化局	11
多文化共生推進功労者表彰	11
男女共同参画推進活動者表彰	15
文化活動事業費補助金	16
ふるさと遺産サポート事業（伝統文化出張講座・愛知県民俗芸能大会）	17
あいち山車まつり活性化事業	18
「推しを見つける！あいち伝統芸能ナビ」の運用	19
環境局	20
あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業	20
「学びを行動につなぐサポート BOOK」を活用した、効果的な環境教育を実施するための研修 『協働授業づくり研修』	21
あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業	22
あいち環境学習交流会	23
福祉局	25
あいち地域包括ケアポータルサイトの運用	25
優良子ども会及び子ども会育成功労者・功労団体表彰	26
高齢者地域コミュニティ参加促進事業	27
経済産業局	29
げんき商店街推進事業費補助金	29
商業振興事業費補助金（商店街振興組合連合会事業）	30
商業振興事業費補助金（地域商業活動活性化事業）	31

農業水産局	32
農村型地域運営組織(農村 RMO)形成支援事業	32
農林基盤局	33
農業農村多面的機能支払事業	33
中山間ふるさと・水と土保全対策事業	34
あいち森と緑づくり森林整備事業 提案型里山林整備事業	35
建設局	36
愛・道路パートナーシップ事業	36
マイタウンマイロード事業	37
コミュニティリバー推進事業	38
河川愛護活動報奨制度	39
海岸愛護活動報奨制度	40
水辺の緑の回廊整備事業	41
みずから守るプログラム地域協働事業	42
都市・交通局	43
港湾・漁港海岸施設愛護団体報償費	43
あいち森と緑づくり都市緑化推進事業 県民参加緑づくり事業	44
愛・地球博記念公園 公園マネジメント会議	45
建築局	46
優良県営住宅自治会表彰	46
スポーツ局	47
総合型地域スポーツクラブの育成	47
障害者スポーツ参加促進事業費	48
障害者スポーツ推進事業費	49
障害者スポーツ大会事業費	50
愛知県教育委員会	52
「あいちの学校連携ネット」～つながる・学ぶ・夢かなう～	52
子どもの貧困対策啓発事業	53
地域学校協働活動推進事業	54
地域に根ざした家庭教育支援推進事業	55

総務局

事業等の名称	地域コミュニティ活性化推進事業
事業等の目的	地域の多様な主体の参画・連携を積極的に促進し、地域自らが地域の課題を発見・認識・共有し、解決していく力「地域共生力」の向上を図る。
事業等の内容	地域コミュニティ活性化支援事業 (1)市町村アドバイザー派遣事業 (2)地域コミュニティ活性化アドバイザー派遣事業 (3)地域コミュニティ活性化市町村会議の開催
事業等の対象	地域コミュニティ、地縁・地域づくり団体に所属する者、市町村の担当職員等
事業等の予算	877 千円(前年度 897 千円)
事業等の実施スケジュール	アドバイザー募集締切 5月下旬 市町村会議 1回(9月～11月頃予定)
活用にあたってのポイント	
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shichoson/0000024554.html
担当課室	総務局総務部市町村課地域振興室(市町村行政支援グループ)
連絡先	TEL 052-954-6066(内線 2244) FAX 052-954-6981 E-mail chiiki-shinko@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	コミュニティ助成事業
事業等の目的	(一財)自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品等を整備することで、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。
事業等の内容	1 一般コミュニティ助成 ・内 容:コミュニティ活動に直接必要な備品等の整備に係る経費を助成 ・助成額:100 万円～250 万円 2 コミュニティセンター助成 ・内 容:コミュニティセンター・集会所の建設整備に係る経費を助成 ・助成額:対象事業費の 3/5(上限 2,000 万円) 3 青少年健全育成助成 ・内 容:スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動等、主として親子で参加するソフト事業に係る経費を助成 ・助成額:30 万円～100 万円
事業等の対象	市町村が認めるコミュニティ組織(自治会・町内会等) ※市町村が実施主体となる合理的理由がある場合は、市町村が実施主体となることも可能
事業等の予算	- 千円(前年度 - 千円)
事業等の実施スケジュール	前年度 8 月下旬 翌年度事業申請開始 前年度 10 月上旬 県への申請書提出期限 前年度 3 月下旬 決定通知 (年度内に事業を完了し実績報告書提出後、助成金が支払われる)
活用にあたってのポイント	宝くじの普及広報の効果が発揮できるもの
関連HP	https://www.jichi-sogo.jp/
担当課室	総務局総務部市町村課地域振興室(市町村行政支援グループ)
連絡先	TEL 052-954-6066(内線 2244) FAX 052-954-6981 E-mail chiiki-shinko@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	元気な愛知の市町村づくり補助金
事業等の目的	すべての人々が安心して暮らせる明るく活力ある地域社会の実現を図るため、地域住民5人以上で構成する団体（名古屋市内に所在する団体を除く。）が、地域において自主的かつ主体的に取り組む事業の実施に要する経費に対し補助金を交付する。
事業等の内容	【補助率】 1/3（ただし、山村離島における地域団体は1/2） 【補助限度額】 1,000 千円
事業等の対象	生活環境整備事業、福祉推進事業、教育・文化振興事業等
事業等の予算	450,000 千円の一部
事業等の実施スケジュール	3 月 要望照会 4 月 事業計画書提出期限 6 月 内示、交付申請（順次交付決定）
活用にあたってのポイント	申請にあたっては、地域団体が所在する市町村を経由するため、当該市町村と事前に相談することが望ましい。
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shichoson/genki-aichi-hojokin.html
担当課室	総務局総務部市町村課地域振興室（市町村行政支援グループ）
連絡先	TEL 052-954-6066（内線 2225） FAX 052-954-6981 E-mail chiiki-shinko@pref.aichi.lg.jp

※「事業等の予算」以外の項目は地域団体に適用のある内容を抜粋して記載しています。

防災安全局

事業等の名称	コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業（区分ア））
事業等の目的	（一財）自治総合センターが、コミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの普及広報を目的として実施
事業等の内容	○概要 自主防災組織等が行う地域の防災活動に必要な資機材を整備するための費用を助成 ○助成額 30 万円～200 万円
事業等の対象	市町村または自主防災組織（消防団は除く）
事業等の予算	— 千円（前年度 — 千円）
事業等の実施スケジュール	前年度 8 月頃 助成申請照会 前年度 11 月頃 助成申請 3 月頃 交付決定 →実績報告 →助成金交付
活用にあたってのポイント	助成申請及び助成金は市町村長を介する。
関連HP	https://www.jichi-sogo.jp/
担当課室	防災安全局防災部災害対策課（市町村支援グループ）
連絡先	TEL 052-954-6149（内線 2567） FAX 052-954-6912 E-mail saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	コミュニティ助成事業(地域防災組織育成助成事業(区分イ))
事業等の目的	(一財)自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティに必要な備品等の整備に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。
事業等の内容	○概要 地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業。 ○助成額 50万円～100万円
事業等の対象	消防団を有する市町村、広域連合及び一部事務組合
事業等の予算	— 千円(前年度 — 千円)
事業等の実施スケジュール	前年度 8月中旬 事業申請照会 前年度 10月中旬 県への申請書提出期限 前年度 3月下旬 交付決定 (年度内に事業を完了し実績報告書提出後、助成金が支払われる)
活用にあたってのポイント	・(一財)自治総合センターのホームページに実施要綱・申請様式を掲載。 ・宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの
関連HP	https://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity
担当課室	防災安全局防災部消防保安課(消防・広域化グループ)
連絡先	TEL 052-954-6195 (内線 2526) FAX 052-954-6913 E-mail shobohoan@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業（区分ウ、エ、オ、カ））
事業等の目的	（一財）自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティに必要な備品等の整備に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。
事業等の内容	○概要 ①女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業 ②幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資器材等の整備に関する事業 ③女性消防隊が行う初期消火活動及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資機材の整備に関する事業。 ④将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に関する事業 ○助成額 ①100万円まで、ただし防火防災訓練用資器材の整備については60万円まで②40万円まで③④100万円まで （1件につき10万円単位、10万円未満を切り捨て）
事業等の対象	① 女性防火クラブを有する市町村、広域連合及び一部事務組合 ② 幼年消防クラブを有する市町村、広域連合及び一部事務組合 ③ 女性消防隊を有する市町村、広域連合及び一部事務組合 ④ 少年消防クラブを有する市町村、広域連合及び一部事務組合
事業等の予算	— 千円（前年度 — 千円）
事業等の実施スケジュール	前年度 8月中旬 事業申請照会 前年度 10月中旬 県への申請書提出期限 前年度 3月下旬 交付決定 （年度内に事業を完了し実績報告書提出後、助成金が支払われる）
活用にあたってのポイント	・助成申請及び助成金は市町村長を介する。 ・宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの
関連HP	https://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity
担当課室	防災安全局防災部消防保安課（消防・広域化グループ）
連絡先	TEL 052-954-6195（内線 2526） FAX 052-954-6913 E-mail shobohoan@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	南海トラフ地震等対策事業費補助金（民間防災力強化育成事業・消防団活動支援事業）
--------	---

事業等の目的	市町村の地震防災対策の促進（民間防災力の強化育成）
事業等の内容	○市町村の実施する下記の地震防災対策事業に対する補助 ①自主防災組織または消防団の消防・防災活動に必要な防災資機材等を配置する事業 ②市町村が行う防災リーダーの育成や自主防災組織が地域防災関係機関と連携して取り組む防災ネットワークを構築するための事業 ③ボランティアコーディネーター養成講座、ボランティアリーダー研修等、市町村がボランティア活動の環境を整備するため実施する事業 ○補助率：1/3 以内 （①のうち、車両総重量 3.5 トン以上の消防団車両を、普通自動車免許で運転可能な 3.5 トン未満の車両に更新する場合は補助率 1/2 以内）
事業等の対象	①初動消火資機材、救助用資機材、救護用資機材、訓練用資機材、消防団車両の整備費等 ②防災リーダー育成委託経費、地域防災関係機関と連携した訓練等の開催経費等 ③ボランティアコーディネーター養成講座、ボランティアリーダー研修等の開催経費等
事業等の予算	南海トラフ地震等対策事業費補助金（300,000 千円）の一部
事業等の実施スケジュール	前年度 3 月 県から市町村への事業要望の照会 5 月～6 月頃 県から市町村へ内示 →交付申請 5 月～7 月頃 交付決定 →完了実績報告 →補助金交付
活用にあたってのポイント	市町村が実施する防災対策事業に対する県の補助制度ですので、市町村の防災担当課と、よくご調整ください。
関連HP	
担当課室	防災安全局防災部災害対策課（市町村支援グループ）
連絡先	TEL 052-954-6149（内線 2567） FAX 052-954-6912 E-mail saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	安全なまちづくり活動支援事業
事業等の目的	自主防犯団体による防犯パトロール等の様々な活動は、「地域の目」として犯罪防止に大きな効果があることから、自主防犯団体の設立や活動の支援を始め、住民等による防犯活動の推進を図っている。 安全で安心して暮らせるまちづくりのため、自主防犯団体の設立や活動の拡充を促すとともに、地域の住民等による自主防犯活動の効果的な実施や活性化を支援している。
事業等の内容	1 自主防犯団体設立支援事業 県に登録する新規の自主防犯団体で、月 1 回以上の継続的な活動が見込まれる団体に対し、防犯パトロール用資材を提供する。 2 防犯ボランティア災害見舞金制度 防犯ボランティアが活動中に死亡、負傷した場合に見舞金を支給する。 3 防犯ボランティア養成事業 防犯ボランティア活動の核となりうる人材の養成を目指して、養成講座を開催する。 4 安全なまちづくりパートナーシップ事業 自主的に安全なまちづくりの活動に取り組む企業や団体を「安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業」として登録し、ホームページで公表するとともに、防犯に関する情報提供等により、安全なまちづくりの促進を図る。 5 多発犯罪対策地域活動推進事業 県民事務所が主体となり、市町村や地域の団体が連携し、地域の犯罪情勢に即した啓発キャンペーンを実施する。
事業等の対象	自主防犯団体、商店街振興組合、町内会、自治会、PTA、小中学校、NPO 等地域の団体
事業等の予算	972 千円（前年度 1,064 千円）
事業等の実施スケジュール	1 自主防犯団体設立支援事業（通年で実施） 2 防犯ボランティア災害見舞金制度（通年で実施） 3 防犯ボランティア養成事業（8 月～12 月） 4 安全なまちづくりパートナーシップ事業（通年で実施） 5 多発犯罪対策地域活動推進事業（8 月～12 月） ※通年以外の事業は予定
活用にあたってのポイント	県民安全課のホームページに掲示するほか、市町村や県民事務所等でも募集
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenmin-anzen/
担当課室	防災安全局県民安全課（安全なまちづくりグループ）
連絡先	TEL 052-954-6176 FAX 052-954-6910 E-mail kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	交通安全推進協働事業
事業等の目的	企業の自主的な交通安全活動に対する支援のほか、交通安全教育に意欲をもったボランティアと協働して県内各地で交通安全教室を開催するなど、県民の交通安全意識の高揚を図る施策を展開する。
事業等の内容	1 パートナーシップ企業活動支援事業 自主的かつ積極的に交通安全対策を実施している企業等を「愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業」と位置づけ、広く募集・登録し、ホームページ等において公表するとともに、啓発資材や交通安全に関する情報を積極的に提供し、交通安全活動の一層の促進を図る。 2 交通安全教育ボランティア派遣事業 マジックや人形劇などの特技を持ち、交通安全活動に関心、意欲のある人材を県民から広く募集して、交通安全ボランティア「かけ橋」の構成員として登録し、子ども会や保育園等からの要請に応じて派遣して、交通安全教育を実施する。
事業等の対象	市町村、企業、団体、幼稚園、保育園、PTA、子ども会等
事業等の予算	1,184 千円(前年度 1,388 千円)
事業等の実施スケジュール	1 パートナーシップ企業活動支援事業(通年で実施) 2 交通安全教育ボランティア人材派遣事業(通年で実施)
活用にあたってのポイント	県民安全課のホームページに掲載するほか、市町村や県民事務所等でも募集
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenmin-anzen/
担当課室	防災安全局県民安全課(交通安全グループ)(安全なまちづくりグループ)
連絡先	TEL 052-954-6177 FAX 052-954-6910 E-mail kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	安全なまちづくり自主防犯活動推進事業
事業等の目的	侵入盗や特殊詐欺など多発する犯罪を減少させるため、自主防犯活動の更なる推進や地域と連携して取組強化を図る。
事業等の内容	1 地域自主防犯活動活発化事業 侵入盗など本県で多発する犯罪を減少させるため、自主防犯団体等から地域の特性に応じた防犯活動の独自企画を募集し(19団体程度)、その実践による活動成果を、報告会等を通じて他地域へ普及を図る。 2 地域連携特殊詐欺撲滅推進事業 特殊詐欺被害の防止を図るため、愛知県老人クラブ連合会及び金融機関と連携を強化し、啓発に取り組む。また県警と連携し、年々巧妙化する特殊詐欺の手口や防犯対策等について学ぶセミナーを県内 1 箇所で開催する。 さらには、大学生ボランティアと連携した取組を強化するなど、特殊詐欺被害防止を図る。 3 自主防犯活動促進事業費補助金 市町村と連携して地域防犯力の更なる向上を図るため、市町村が実施する防犯対策設備・機器の購入・設置補助制度に対して支援を行う。
事業等の対象	自主防犯団体、町内会、老人会、NPO等の地域の団体、顧客を個別訪問する事業者、市町村(自主防犯活動促進事業費補助金は市町村への補助)
事業等の予算	59,685 千円(前年度 59,807 千円)
事業等の実施スケジュール	1 地域自主防犯活動活発化事業(事業の募集は 6 月中旬を予定) 2 地域連携特殊詐欺撲滅推進事業(通年) 3 自主防犯活動促進事業費補助金(市町村からの申請は 4 月上旬を予定)
活用にあたってのポイント	県民安全課のホームページに掲示するほか、市町村や県民事務所等でも募集(自主防犯活動促進事業費補助金を除く)
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenmin-anzen/
担当課室	防災安全局県民安全課(安全なまちづくりグループ)
連絡先	TEL 052-954-6176 FAX 052-954-6910 E-mail kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp

県民文化局

事業等の名称	多文化共生推進功労者表彰
事業等の目的	地域社会の活動を通じて、多年にわたり多文化共生社会づくりに取り組んできた個人・団体であって、その業績が他の模範となるべき優れた活動であると認めた者を、知事が表彰する制度を創設することにより、多文化共生の意識づくりを推進するとともに、今後の多文化共生の進展に寄与する。
事業等の内容	雇用、福祉、医療、生活環境、教育等において、外国人県民と日本人県民がともに安心して暮らせる地域づくりに積極的に取り組んできた個人・団体を知事が表彰する。
事業等の対象	功績、功労が顕著であり県民の模範となる者又は団体 労働、居住、医療、福祉、教育などさまざまな分野において、外国人県民と日本人県民がともに安心して暮らせる「多文化共生社会」づくりに長年取り組み、その業績が他の模範となるべき優れた活動であると認められる個人・団体 ・日本人、外国人を問わない。 ・団体は、法人格の有無等その性格を問わない。 ＜功労の対象となる活動の例示＞ (1) 多文化共生の意識づくりに向けた啓発活動 (2) 外国人県民の地域社会への参加促進に向けた活動 (3) 外国人のコミュニケーション支援の充実にに向けた活動 (4) 外国人県民に対する生活支援に関する活動 表彰条件 次のすべての条件を満たすもの (1) 功績、功労が顕著であり、真に表彰するにふさわしいもの (2) 表彰の対象となるべき功績功労の積み重ねが原則10年以上であること *「栄典・表彰事務取扱要領」7知事表彰→別表3 知事表彰基準より
事業等の予算	64 千円(前年度 64 千円)
事業等の実施スケジュール	5 月～7 月 市町村等から県に表彰候補者を推薦 8 月～9 月 推薦調書等とりまとめ、選考委員会開催準備等 10 月 選考委員会開催、受賞者決定 11 月 「多文化共生フォーラムあいち」開催に併せて表彰式実施

活用にあたっての ポイント	表彰数 最小限に必要な数 ・毎年 5 件以内とする。 表彰手続 市町村及び県・市町村国際交流協会（法人に限る。）の長の推薦を受けた者を表彰候補者とし、別に定める表彰選考委員会の審査を経て決定する。なお、自薦は原則として認めない。 その他 （1）既存の他部局・他機関の表彰受賞歴を要件としない。 （2）原則として、本表彰の受賞者が重ねて表彰を受けることはないが、対象となる功績功労が異なる場合はこの限りでない。
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/
担当課室	県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室
連絡先	TEL 052-954-6138（内線 2398） FAX 052-971-8736 E-mail tabunka@pref.aichi.lg.jp
備考	別紙のとおり

【参考】受賞者の概要

(1) 表彰件数

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
個人	1	0	3	2	1	2	1	0	2	1	0	2
団体	1	1	2	3	1	1	2	3	2	4	4	3
計	2	1	5	5	2	3	3	3	4	5	4	5

	2021	2022	2023	2024	合計
個人	1	1	2	3	22
団体	2	2	2	2	35
計	3	3	4	5	57

(2) 2024 年度実績（活動年数は 2024 年 11 月現在）

	氏名・団体名	推薦団体	活動年数
個人	きむら 木村 エリンダ	一宮市	20 年
	主な功労の内容 2004 年に一宮フィリピンコミュニティを設立、代表として市内フィリピン人住民への生活相談・指導や日本語教育支援に取り組む。また、市内小中学校の母語指導員として外国人児童生徒の教育を支援。一宮市国際交流協会運営委員会で 2010 年から「交流活動を行っている外国籍市民代表」を務める。		
	こいけ 小池 ソニア	刈谷市	12 年 7 月
	主な功労の内容 2012 年から現在まで、刈谷市国際化・多文化共生推進委員会委員及び刈谷市多文化共生推進委員会委員を務める。国籍・性別・年齢に関係なく人々が集い、植物を育て交流し楽しむ、多文化共生のための「ワールド・スマイル・ガーデン ^{ひとつぎ} ツ木」に参画。また、刈谷市及び刈谷市周辺に住むブラジル人のコミュニティ「Oasis ^{おあしす} Brasil」の中心メンバーとして、イベントでのブラジル文化の紹介や、Youtube、SNS を通じて、情報発信などを実施。		
	つちだ ふ み こ 土田 富三子	大口町	19 年
	主な功労の内容 2005 年に日本語教室ボランティアとして活動を開始。2014 年に町とともに「日本語教室設立に向けてのボランティア育成講座」を開催。また、講座受講者により「大口町日本語教室 ^{せれじゃ} Cerejaカフェ」を立ち上げ、設立当初から代表を務める。大口町国際交流事業推進委員会委員（2006 年～2018 年）を務める。		

団体	とくてい ひ え い り かつどうほうじん 特定非営利活動法人 こくさいこうりゅうきょうかい たはら国際交流協会	田原市	34 年6月
	主な功労の内容 外国人相談窓口を設置し、市と連携して対応しているほか、オンライン相談も受付。 外国人住民を対象とした防災講座を開催し、地域が主体となって行う防災訓練に 外国人住民と共に参加している。また、スクールサポーターとして母国語と日本語 が話せる人材を教育委員会や学校に紹介。行政や企業、地域と連携して開催する 日本語教室において、外国人住民が地域生活に慣れるための体験型学習を取り 入れつつ、支え手となるボランティアの育成研修を実施。また、外国人の居場所づく りサロン(グローバルカフェ)を開催し、地域の日本人・外国人住民の交流場所を提 供している。		
	き た な ご や し こくさいこうりゅうきょうかい 北名古屋市国際交流協会	北名古屋市	17 年
	主な功労の内容 子ども向け日本語教室、社会人向け日本語教室では、生活者としての日本語を習 得できるよう支援するとともに、教室を支えるボランティアを育成。 また、外国人向け相談窓口を設置し、関係機関等と連携して対応しているほか、生 活に必要な情報発信として、ごみの分別方法の講習会などを開催。 外国籍住民と地域住民が交流するイベント、子ども芸術教室などを定期的に開催 し、地域住民向けの多文化理解講座を定期的に開催している。		

事業等の名称	男女共同参画推進活動者表彰
事業等の目的	男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会づくりを推進する上で顕著な功績を収めた者又は団体を表彰し、その労苦をねぎらうとともに、男女共同参画社会の実現のため一層の活動を期する。
事業等の内容	男女共同参画社会づくり推進活動を原則 10 年以上にわたって行い、その功績が極めて顕著である個人又は団体を知事が表彰する。
事業等の対象	男女共同参画社会づくり推進活動を原則 10 年以上にわたって行い、その功績が極めて顕著である個人又は団体。 ただし、以下は適用除外とする。 1 国、県、市町村などの公的機関から委託又は委嘱を受けて活動する者又は団体 2 報酬を受けて活動する者 3 県から同一活動に対して既に表彰を受けている者又は団体 4 年齢が原則 30 歳以下の者
事業等の予算	17 千円(前年度 15 千円)
事業等の実施スケジュール	4 月頃～6 月頃予定 市町村等から県に表彰候補者を推薦 7 月頃予定 推薦調書等とりまとめ、受賞者決定 10 月頃予定 「あいち男女共同参画のつどい」開催に併せて表彰式実施
活用にあたってのポイント	男女共同参画社会づくりを推進する団体・グループの長又は市町村長等からの推薦された団体又は個人を対象とする。
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/danjo/
担当課室	県民文化局男女共同参画推進課
連絡先	TEL 052-954-6179 (内線 2495) FAX 052-954-6951 E-mail danjo@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	文化活動事業費補助金																																	
事業等の目的	県内に活動の本拠を置く文化活動団体が行う自発的な文化活動事業に対し、補助金を交付する。																																	
事業等の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th><th>事業内容</th><th>補助対象団体</th><th>補助対象経費</th><th>補助率</th><th>補助限度額</th><th>補助金算定基礎額の下限額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 企画提案事業</td><td>芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等）、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）、伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等）、生活文化（茶道、華道、書道等）の発表、展示、交流事業等</td><td>県内に活動の本拠を置く文化団体（団体構成員は主として県内在住の者）で、1年以上継続して文化活動の実績を有する団体</td><td>会場費、印刷費、広告宣伝費、舞台費、会場設営費、運搬費、映像制作・上映費、記録費</td><td>3分の1以内（新規団体は2分の1以内）</td><td>自己負担額又は100万円のいずれか低い額（ただし、自己負担額が50万円未満の場合は対象外）</td><td>150万円（新規団体は100万円）</td></tr> <tr> <td>(2) 誰もが参加・鑑賞可能な文化芸術事業</td><td>(1) 企画提案事業と同じ</td><td></td><td>(1) 企画提案事業と同じ</td><td>定額</td><td>20万円（ただし、自己負担額が20万円未満の場合は対象外）</td><td>40万円</td></tr> <tr> <td>(3) 後継者育成事業</td><td>伝統文化の後継者を育成するために行う研修、講習の事業 ・古典芸術（雅楽、能、狂言など） ・民俗芸能（棒の手、山車文楽など） ・伝統工芸（和紙、七宝、絞りなど）など</td><td></td><td>謝金、旅費、教材費、会場費、印刷費、広告宣伝費</td><td>定額</td><td>100万円（ただし、自己負担額が20万円未満の場合は対象外）</td><td>50万円</td></tr> </tbody> </table>						事業区分	事業内容	補助対象団体	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助金算定基礎額の下限額	(1) 企画提案事業	芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等）、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）、伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等）、生活文化（茶道、華道、書道等）の発表、展示、交流事業等	県内に活動の本拠を置く文化団体（団体構成員は主として県内在住の者）で、1年以上継続して文化活動の実績を有する団体	会場費、印刷費、広告宣伝費、舞台費、会場設営費、運搬費、映像制作・上映費、記録費	3分の1以内（新規団体は2分の1以内）	自己負担額又は100万円のいずれか低い額（ただし、自己負担額が50万円未満の場合は対象外）	150万円（新規団体は100万円）	(2) 誰もが参加・鑑賞可能な文化芸術事業	(1) 企画提案事業と同じ		(1) 企画提案事業と同じ	定額	20万円（ただし、自己負担額が20万円未満の場合は対象外）	40万円	(3) 後継者育成事業	伝統文化の後継者を育成するために行う研修、講習の事業 ・古典芸術（雅楽、能、狂言など） ・民俗芸能（棒の手、山車文楽など） ・伝統工芸（和紙、七宝、絞りなど）など		謝金、旅費、教材費、会場費、印刷費、広告宣伝費	定額	100万円（ただし、自己負担額が20万円未満の場合は対象外）	50万円
事業区分	事業内容	補助対象団体	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助金算定基礎額の下限額																												
(1) 企画提案事業	芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等）、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）、伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等）、生活文化（茶道、華道、書道等）の発表、展示、交流事業等	県内に活動の本拠を置く文化団体（団体構成員は主として県内在住の者）で、1年以上継続して文化活動の実績を有する団体	会場費、印刷費、広告宣伝費、舞台費、会場設営費、運搬費、映像制作・上映費、記録費	3分の1以内（新規団体は2分の1以内）	自己負担額又は100万円のいずれか低い額（ただし、自己負担額が50万円未満の場合は対象外）	150万円（新規団体は100万円）																												
(2) 誰もが参加・鑑賞可能な文化芸術事業	(1) 企画提案事業と同じ		(1) 企画提案事業と同じ	定額	20万円（ただし、自己負担額が20万円未満の場合は対象外）	40万円																												
(3) 後継者育成事業	伝統文化の後継者を育成するために行う研修、講習の事業 ・古典芸術（雅楽、能、狂言など） ・民俗芸能（棒の手、山車文楽など） ・伝統工芸（和紙、七宝、絞りなど）など		謝金、旅費、教材費、会場費、印刷費、広告宣伝費	定額	100万円（ただし、自己負担額が20万円未満の場合は対象外）	50万円																												
事業等の対象	【企画提案事業】県内の文化団体が行う、公演や展示等広く一般県民が参加できる文化活動事業 【誰もが参加・鑑賞可能な文化芸術事業】子ども、障害者など多様な人々が等しく文化芸術に親しむための工夫や配慮等があり、県民の参加や鑑賞機会の提供に貢献している事業 【後継者育成事業】愛知県に古くから伝承し、愛知の文化の特色となっている指定文化財もしくはそれに準ずるものを保存伝承するために行う研修事業																																	
事業等の予算	25,000 千円（前年度 25,000 千円）																																	
事業等の実施スケジュール	4 月下旬～6 月上旬 申請受付 7 月上旬～ 外部委員による書面審査 8 月 外部委員による企画審査会開催 9 月 補助対象事業決定																																	
活用にあたってのポイント	文化芸術の振興を主たる目的として活動を行う団体（文化団体）を対象として実施。申請は 1 団体につき 1 事業のみ																																	
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bunka/																																	
担当課室	県民文化局文化部文化芸術課（企画グループ）																																	
連絡先	TEL 052-954-6184（内線 2461） FAX 052-972-6075 E-mail bunka@pref.aichi.lg.jp																																	

事業等の名称	ふるさと遺産サポート事業(伝統文化出張講座・愛知県民俗芸能大会)
事業等の目的	民俗芸能の保存・伝承においては、県民の理解と認識を深めることが不可欠であるとともに、後継者の育成が喫緊の課題である。 後継者育成には、まず、子供たちが地域に伝わる民俗芸能の奥深さを理解し、郷土を愛する気持ちを高めることが求められる。このため、民俗芸能保存団体と交流できる環境を整備し、鑑賞に留まらず、体験・練習及び発表という継続的な伝承活動を支援する(「伝統文化出張講座」)。 また、民俗芸能を披露する機会を提供し、民俗芸能の保存・伝承の在り方などについて考える機会とする(「民俗芸能大会」)
事業等の内容	伝統文化出張講座 開催日：年間5校実施(1校につき2時間/日×連続しない3日が基本) 会場：小・中学校の体育館等 授業内容：出演団体の芸能の紹介 民俗芸能の披露 伝統芸能の体験、練習、発表 愛知県民俗芸能大会 ・出演団体希望調査(5月頃)・出演団体決定(6月頃) ・記者発表、整理券配布、参加団体との打合せ(8月頃) ・民俗芸能大会実施(10月予定)
事業等の対象	伝統文化出張講座：小中学生 愛知県民俗芸能大会：一般県民
事業等の予算	973千円(前年度538千円)
事業等の実施スケジュール	伝統文化出張講座 ・保存団体及び小・中学校募集(前年度12月) ・実施団体及び学校の決定(前年度3月) ・団体及び学校との打合せ及び実施(時期は各団体・学校による) 愛知県民俗芸能大会 ・出演団体希望調査(5月頃)・出演団体決定(6月頃) ・記者発表、整理券配布、参加団体との打合せ(8月頃) ・民俗芸能大会実施(10月予定)
活用にあたってのポイント	地域・芸能のバランスに配慮しながら、民俗芸能団体を選定し、実施する。
関連HP	
担当課室	県民文化局文化部文化芸術課文化財室(保護・普及グループ)
連絡先	TEL 052-954-6783 (内線 3963、3964) FAX 052-972-7479 E-mail bunkazai@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	あいち山車まつり活性化事業
事業等の目的	県内の山車まつり保存団体及び所在市町の相互交流を通して、山車まつりのさらなる保存・継承を図り、山車文化を県内外へ広く発信し、山車文化の気運を高める。
事業等の内容	・「あいち山車まつり日本一協議会」(以下、日本一協議会)に対して負担金を交付。主な事業は以下のとおり。 - 総会、研修会の開催 - シンポジウムの開催 - 山車まつりスタンプラリー - 山車まつり体験会(令和7年11月～令和8年3月) - ホームページの運営 「あいち山車まつり日本一協議会」の広報 - クラウドファンディング活用サポート事業の実施 - 支援アドバイザー相談制度の実施
事業等の対象	・県内に所在する全ての山車まつりの保存団体及びその所在する市町、山車まつりに関心のある一般県民
事業等の予算	4,966 千円(前年度 4,972 千円)
事業等の実施スケジュール	・総会、研修会の開催(令和7年6月頃予定) ・シンポジウムの開催(令和7年9月頃予定) ・山車まつりスタンプラリー(令和8年3月頃開始予定) ・山車まつり体験会(令和7年11月～令和8年3月) ・ホームページの管理・運営(随時) ・「あいち山車まつり日本一協議会」の広報(随時) ・クラウドファンディング活用サポート事業の実施(令和8年1月～2月頃予定) ・支援アドバイザー相談制度の実施(随時)
活用にあたってのポイント	・保存団体や市町村と緊密に連携し、山車まつりの保存・継承及び振興を図る。 ・地域全体の活性化や観光振興にも寄与する。
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bunkazai/0000089210.html https://www.dashi-aichi.jp/
担当課室	県民文化局文化部文化芸術課文化財室(保護・普及グループ)
連絡先	TEL 052-954-6783(内線 3964) FAX 052-954-7479 E-mail bunkazai@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	「推しを見つける！あいち伝統芸能ナビ」の運用
事業等の目的	少子高齢化が加速する中、文化芸術分野においても、担い手不足や後継者不足が進んでいる。中でも、新型コロナウイルス感染症の影響により、伝統文化の維持や次世代への継承が危ぶまれている。 そこで、専用ポータルサイト「推しを見つける！あいち伝統芸能ナビ」を運用することで、伝統芸能等を学ぶきっかけの場を提供し、次世代への継承を目指していく。
事業等の内容	専用ポータルサイト「推しを見つける！あいち伝統芸能ナビ」では、伝統芸能等について紹介するとともに、県内の伝統芸能等を体験できる団体や教室の情報を掲載している(掲載内容は定期的に更新)。 また、文化団体等の後継者育成を支援するため、後継者育成に取り組む文化団体等へのインタビュー記事を掲載するとともに、学校における教材としても活用できるよう、これまで制作した動画等を掲載している。
事業等の対象	文化団体、一般県民
事業等の予算	0 千円(前年度 3,863 千円の一部)
事業等の実施スケジュール	2024 年 10 月 9 日 ポータルサイト公開 ※現在、運用中
活用にあたってのポイント	伝統芸能等の紹介や伝統芸能等を体験できる団体や教室の情報、後継者育成に取り組む文化団体等へのインタビュー記事、これまで制作した動画等を掲載している。
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/bunka/dentougeinou/
担当課室	県民文化局文化部文化芸術課(企画グループ)
連絡先	TEL 052-954-6184(内線 2461) FAX 052-972-6075 E-mail bunka@pref.aichi.lg.jp
備考	<事業スキーム図> <pre> graph TD subgraph Cultural_Groups [文化団体] A[先駆事例] B[団体] C[団体] D[団体] E[団体] end subgraph Citizens [県民(子どもから大人まで)] F[県民] G[県民] H[県民] I[県民] end subgraph Pref [県] J[県] end Cultural_Groups -- "・伝統芸能等のPR ・後継者の獲得" --> Citizens Citizens -- "継続した体験 → 担い手へ" --> Cultural_Groups Pref -- "・鑑賞機会の提供 ・文化芸術体験の推進 ・情報発信 → ・文化芸術活動の充実 ・学びの多様化への対応 ・学校における教材としての活用" --> Citizens Pref -- "活動の場とプラットフォームの提供 → ・新たな担い手の獲得 ・文化団体等に対する後継者育成支援" --> Cultural_Groups Cultural_Groups -- "→ ポータルサイト内での発信" --> Citizens </pre>

環境局

事業等の名称	あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業
事業等の目的	手入れ不足の森林の増加や、都市の緑の減少に伴う森や緑の持つ公益的機能の低下が危惧される中、森や緑を「県民共有の財産」として位置付け、次世代に引き継ぐ必要がある。 そこで、NPO・ボランティア団体など、多様な主体が行う自発的な森と緑の保全活動や、森と緑を社会全体で支える機運を醸成する環境学習について、「あいち森と緑づくり税」を財源として交付金を交付することにより支援する。
事業等の内容	NPO・ボランティア団体や市町村等が行う自発的な森と緑の保全活動や環境学習事業について、交付金を交付する。 ＜対象事業＞ ①森・緑の育成活動事業 ②水と緑の恵み体感事業 ③森林生態系保全の学習事業 ④太陽・自然の恵み学習事業 ⑤独自提案による環境保全活動・環境学習事業 ＜交付金の交付率、交付額の上限＞ 交付率……………10分の10以内 交付額の上限…原則として1団体(市町村含む)当たり110万円 (事業④のうち、緑の生育を通じて実施する事業については1団体当たり110万円と、事業実施箇所(校)の数に30万円を乗じて得た額とを比較して、少ないほうの額) (前年度からの本交付金事業を継続実施する団体は80万円、6年以上継続実施する団体は70万円)
事業等の対象	NPO、ボランティア団体、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、自治会、私立学校等(県内に活動拠点を置く、5人以上の団体)及び市町村
事業等の予算	48,754千円(前年度49,300千円)
事業等の実施スケジュール	企画提案の募集……………令和7年3月3日まで 審査会……………令和7年4月中旬 内示……………令和7年4月下旬 交付決定通知…令和7年5月下旬 事業等の実施期間……………交付決定の日から令和8年1月31日まで
活用にあたってのポイント	ウェブページに交付要綱・申請書様式等を掲載
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/morikankyoku.html
担当課室	環境局環境政策部環境活動推進課(調整・環境配慮行動グループ)
連絡先	TEL 052-954-6241 (内線 3021) FAX 052-954-6914 E-mail kankyokatsudo@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	「学びを行動につなぐサポート BOOK」を活用した、効果的な環境教育を実施するための研修『協働授業づくり研修』
--------	---

事業等の目的	環境教育で重要なことは学校の中だけでは得られない、より実感を伴った深い学びである。こうした学びを実現するには、社会の課題解決に取り組む事業者・NPO 等が専門的な知識や技術等を生かして、学校と授業と一緒につくり上げる「協働授業づくり」が効果的である。本事業は事業者・NPO 等と学校の相互理解を促し、協働授業づくりの活発化を目的とする。
事業等の内容	「学びを行動につなぐサポート BOOK」を活用し、事業者・NPO 等と学校の相互理解を促し、協働授業づくりを活発化するための研修を実施する。 この冊子は、一人一人が「環境問題を知っている」とどまらず、「問題解決に向けて行動する」ようになることを目指し、そのための力を身に付けるには指導者がどうサポートすればよいか、具体的な事例から分かりやすく紹介したものである。 研修では、事例講座等で協働授業づくりのポイントを学んだ後、「学びを行動につなぐサポート BOOK」に掲載されている「ステップアップワークシート」を用いて、協働授業づくりを実際に体験する。
事業等の対象	学校等（幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園を含む）と連携して授業や課外活動を行おうとする全ての者及び学校関係者
事業等の予算	106 千円（前年度 106 千円）
事業等の実施スケジュール	研修の受講について ・募集開始……令和7年6月下旬（予定） ・研修実施……令和7年7月下旬（予定）
活用にあたってのポイント	「学びを行動につなぐサポート BOOK」をはじめ、環境学習で活用できる人材や施設などの情報をウェブページに掲載。
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/env-edu-collaboration.html
担当課室	環境局環境政策部環境活動推進課（環境学習グループ）
連絡先	TEL 052-954-6208（内線 3028） FAX 052-954-6914 E-mail kankyokatsudo@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業
事業等の目的	県民、事業者、NPO、行政等が協働して、地域の自然環境を保全・再生し、生きものの生息生育環境をつなぐ生態系ネットワークを形成するため、多様な主体による生態系ネットワークの形成事業に対し、「あいち森と緑づくり税」を財源として交付金を交付して支援する。
事業等の内容	ビオトープ創出事業、ビオトープ維持・向上事業及び調査事業に要する経費に対して交付金を交付する。 〈対象事業〉 ①ビオトープ創出事業 水辺や樹林地など生物の生息生育空間を新たに創出し、地域の生態系ネットワーク形成を進める事業 ②ビオトープ維持・向上事業 既にある生物の生息生育空間を整備し、質の維持・向上を図る活動により、地域の生態系ネットワーク形成を進める事業 ③調査事業 上記①、②の実施にかかる生態系ネットワーク形成のための調査 〈交付金の交付率、交付額の上限〉 交付率……………10分の10以内 交付額の上限……………1団体当たり300万円
事業等の対象	生態系ネットワークの形成を目的とする、NPO・ボランティア団体・農協・漁協・森林組合・自治会・大学・企業・市町村等の複数の団体から構成される団体
事業等の予算	8,000 千円（前年度 8,000 千円）
事業等の実施スケジュール	企画提案の募集……………令和 7 年 3 月 14 日まで 審査……………令和 7 年 3 月 26 日 内示……………令和 7 年 4 月 7 日 交付決定通知……………令和 7 年 5 月 9 日 事業等の実施期間……………交付決定の日から令和 8 年 2 月末日まで
活用にあたってのポイント	愛知県の公式ホームページに交付要綱・申請書様式等を掲載。
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/morikankyoku.html
担当課室	環境局環境政策部自然環境課（国際連携・生態系グループ）
連絡先	TEL 052-954-6229（内線 3066） FAX 052-963-3526 E-mail shizen@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	あいち環境学習交流会
事業等の目的	環境学習における様々な主体の連携・協働を促進する。
事業等の内容	地域とつながった環境学習の実例を紹介するとともに、様々な職業や立場の方と交流する機会を提供する。
事業等の対象	どなたでも参加可能 ・ 地域とつながった CSR 活動に取り組みたい企業の方 ・ 環境活動の幅を広げたい団体や地域コミュニティの方 ・ 総合的な探究(学習)の時間のアイデアを求める学校の先生 ・ 行事・体験活動で地域とつながりたい幼稚園、保育所等の先生 ・ 子どもの教育や環境学習に興味がある保護者・学生 ・ 環境学習や地域の連携・協働を推進したい施設や自治体の職員 等
事業等の予算	499 千円(前年度 499 千円)
事業等の実施スケジュール	年2回開催予定 (開催の概ね1か月前に公表し、参加者を募集)
活用にあたってのポイント	「環境」をテーマとした保全活動や環境学習等で、地域の活性化や連携・協働に取り組みたい地域コミュニティの方は是非御参加ください。
関連HP	—
担当課室	環境局環境政策部環境活動推進課(環境学習グループ)
連絡先	TEL 052-954-6208 (内線 3028) FAX 052-954-6914 E-mail kankyokatsudo@pref.aichi.lg.jp

参加費無料

刈谷会場

あいち
環境学習交流会

2025年2月10日(月) 13:00～15:30 要申込

刈谷市産業振興センター 6階 604会議室 (刈谷市相生町1丁目1番地6)

異業種で
交流できる

総合的な探求
・学習の時間

企業の
CSR活動

施設の
イベント

企業・団体の方、学校の先生、
学生さん、自治体職員など、
興味のある方はみんな集まれ!

幼稚園・保育所の
行事

環境活動

どなたでも
参加可能

環境をテーマに
地域とつながる

地域おこし

第1部
第1部のみの
参加も可能



基調講演: 「環境」でつながる地域の可能性
名古屋大学大学院環境学研究科 特任教授、一級ビオトープ計画管理士 長谷川 明子 氏
自然環境や生物多様性の分野を中心に、様々な連携事例に関わってこられた経験から、
多様な主体がつながり、地域に根差した環境学習や環境保全を行うことの意義について御講演いただきます。

事例講座①: ソニーの森から地域・未来へ ～企業が取り組む自然を学ぶ場の提供～
ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社 幸田サイト 人事総務部門 総務・ファシリティ部 EHS推進課 清水 ひかる 氏
愛知県幸田町の会社敷地内に広がる「ソニーの森」。この森で取り組まれている「フクロウの棲み森づくり」や
「在来種の苗木を育てる活動」など、地域とつながる環境学習について御紹介いただきます。

事例講座②: 心に残る鳥がある。君たちに残す未来とつづく鳥
西尾市 佐久島振興課 ～小中学校と連携したアマモ場再生の取組～
「佐久島の海をもっと豊かにしたい」という一人の中学生の思いから始まり、今では鳥くろみの活動となった
アマモ場再生について、地元の小中学生や団体から、島外のボランティアまで拡がった経緯などを御紹介いただきます。

第2部
ワークショップ

事例講座の講師にも参加いただき、グループワークを通じて他の参加者と交流していただきます。

詳細

申込み





主催: 愛知県 環境局 環境政策部 環境活動推進課

福祉局

事業等の名称	あいち地域包括ケアポータルサイトの運用
事業等の目的	今後、高齢化の進行や、高齢者単独世帯等の増加が見込まれる中、「地域包括ケアシステム」の推進に向け、多様な生活支援等のサービス提供や地域での支え合いが進むよう、住民、自治会、ボランティア、NPO等の積極的な取組参加を促していく必要があることから、地域包括ケアの情報発信や多様な機関・世代の交流・取組参加の場となるプラットフォームとして「あいち地域包括ケアポータルサイト」を運用するもの。
事業等の内容	○あいち地域包括ケアポータルサイトの運用 (コンテンツの内容) ・地域包括支援センターの情報、所管区域での検索 ・地域イベントの検索、参加登録 ・認知症チェック など
事業等の対象	県民地域活動団体、NPO、企業、行政機関
事業等の予算	669 千円(前年度 666 千円)
事業等の実施スケジュール	4月～3月 運用
活用にあたってのポイント	
関連HP	https://www.chiikihoukatu-portal.pref.aichi.jp/
担当課室	福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症施策推進室
連絡先	TEL 052-954-6228 (内線 3236) FAX 052-954-6919 E-mail chiikihoukatu@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	優良子ども会及び子ども会育成功労者・功労団体表彰
事業等の目的	子ども会活動の進展に寄与し、他の模範となる子ども会並びに児童の健全育成に貢献している個人及び団体を表彰することにより、児童福祉理念の普及と高揚を図る。
事業等の内容	子ども会活動の進展に寄与し、他の模範となる子ども会並びに児童の健全育成に貢献している個人及び団体を知事が表彰する。
事業等の対象	1 結成後10年以上継続して活発に活動している単位子ども会で、過去に愛知県社会福祉協議会会長、愛知県子ども会連絡協議会会長、名古屋市子ども会連合会会長、中日新聞社社長、市町村長のいずれかの表彰を受けており、その活動内容が優れているもの 2 子ども会の育成と振興に多大の貢献をしている個人又は団体で、地域において10年以上にわたり子ども会育成に寄与し、民間奉仕者として普及促進及び育成助長のため多大な貢献をしており、過去に愛知県子ども会連絡協議会会長、名古屋市子ども会連合会会長、市町村長のいずれかの表彰を受けているもの ただし、次のいずれかに該当する場合は表彰しないものとする。 1 過去にこの表彰を受けたもの 2 この表彰以外で子ども会活動に関し、知事表彰を受けたもの 3 その他表彰することが適当でないと知事が認めるもの
事業等の予算	200 千円(前年度 200 千円)
事業等の実施スケジュール	7月～8月 市町村から県に表彰候補者を推薦 9月～10月 推薦調書等とりまとめ、受賞者決定 11月 「愛知県子ども会大会」開催に併せて表彰式実施
活用にあたってのポイント	表彰基準に該当する個人又は団体を選考し、市町村長が推薦する。 ただし、知事が特に必要と認めた場合は、直接推薦するものとする。 【推薦の上限】 (1) 優良子ども会 1子ども会(ただし名古屋市においては8子ども会以内) (2) 子ども会育成功労者 1名(ただし名古屋市においては区ごとに1名) (3) 子ども会育成功労団体 1団体
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/press-release/2024kodomokaitaikai.html
担当課室	福祉局子育て支援課
連絡先	TEL 052-954-6106(内線 3186) FAX 052-971-5890 E-mail kosodate@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	高齢者地域コミュニティ参加促進事業										
事業等の目的	愛知県内では、年齢や心身の状態等にかかわらず高齢者が参加できる体操や趣味などを通じた介護予防活動や、地域の住民同士が交流を行う「通いの場」が、6,000 か所以上運営されている。 「通いの場」に参加することは、高齢者のフレイル対策や認知症予防などの介護予防だけでなく、定期的な外出や人と出会う機会となり、閉じこもりの防止にもつながるものである。 このため、県内の高齢者等に対して「通いの場」の趣旨や活動内容等を広く周知し参加を促すとともに、地域ごとの様々な課題等の解決の参考となる好事例を団体表彰の形で他の実施団体へ横展開することで、通いの場をより魅力あるものとし活性化を図ることを目的として、「通いの場コンテスト」を実施するとともに、一般高齢者、通いの場運営者及び市町村等が一堂に会する「通いの場フォーラム」を開催する。										
事業等の内容	○通いの場コンテスト 通いの場が抱える課題を解決するための取組を以下のテーマの中から1つ選択して応募 <table border="1" data-bbox="467 987 1428 1240"> <tr> <td>①</td><td>新たな参加者を増やす取組</td></tr> <tr> <td>②</td><td>参加者が通いの場へ継続的に参加しやすい取組</td></tr> <tr> <td>③</td><td>男性が参加しやすい取組</td></tr> <tr> <td>④</td><td>通いの場の担い手(後継者等)不足の解消に資する取組</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>高齢者の生活課題の解決に向けた取組</td></tr> </table> ○通いの場フォーラム 実施回数: 1回 開催方法: 集合型(愛知県内)及びオンライン(録画配信等) 参加費: 無料 主な内容: 第1部: 有識者又はタレントによる講演 第2部: 通いの場コンテスト(審査委員長による審査講評、表彰式、受賞団体からの事例発表 等)	①	新たな参加者を増やす取組	②	参加者が通いの場へ継続的に参加しやすい取組	③	男性が参加しやすい取組	④	通いの場の担い手(後継者等)不足の解消に資する取組	⑤	高齢者の生活課題の解決に向けた取組
①	新たな参加者を増やす取組										
②	参加者が通いの場へ継続的に参加しやすい取組										
③	男性が参加しやすい取組										
④	通いの場の担い手(後継者等)不足の解消に資する取組										
⑤	高齢者の生活課題の解決に向けた取組										

事業等の対象	○通いの場コンテスト <応募資格> 以下の(1)～(4)の条件にすべて該当する団体であること (1)健康づくりや介護予防につながっている取組を行っていること (2)住民が主体的に取り組んでいること (3)原則、月1回以上の活動実績があること (4)過去の愛知県通いの場コンテストにおいて、受賞歴がないこと ※ 運営について、市町村が財政的支援を行っているものに限りません。 ※ 住民以外が運営する通いの場でも応募できますが、住民が主体的に取り組んでいる必要があることに留意してください。 ○通いの場フォーラム どなたでもご参加いただけます。
事業等の予算	4,507 千円(前年度 3,953 千円)
事業等の実施スケジュール	○通いの場コンテスト 応募期間:9月上旬～11月上旬 結果発表:12月上旬 ○通いの場フォーラム 2月下旬(名古屋市内で開催)
活用にあたってのポイント	過去の通いの場コンテスト受賞団体の取組紹介動画と通いの場フォーラムの開催結果を以下の関連 HP(県公式 Web サイト)に掲載していますので参考にしてください。
関連HP	通いの場コンテスト受賞団体取組紹介動画 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiikihoukatu/kayoinoba-contest.html 通いの場フォーラムの開催結果 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiikihoukatu/kayoinoba-forum.html
担当課室	福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症施策推進室
連絡先	TEL 052-954-6228 (内線 3236) FAX 052-954-6919 E-mail chiikihoukatu@pref.aichi.lg.jp

備考
上記の事業等の内容、対象、スケジュールについては、過去の実績を参考にして記載しているものであり、令和7年度の実施内容は記載の内容と異なる場合がございますので御了承ください。

経済産業局

事業等の名称	げんき商店街推進事業費補助金
事業等の目的	地域コミュニティの担い手としての役割に着目した取組を始め、商機能強化や人材育成の取組、空き店舗の発生・増加を抑制する取組を通じて活性化を目指す商店街を支援するため、「まちづくり」の観点から、市町村が計画的に行う商店街活性化事業に対して助成する。
事業等の内容	○補助対象事業 (A)人材強化事業 (B)空き店舗対策事業 (C)地域コミュニティ活性化事業 (D)賑わい創出事業 (E)国の採択事業 (F)地域消費拡大事業 (G)インバウンド対策事業 (H)「商店街の未来を拓くプロジェクト」推進事業 (I)街路灯修繕・撤去事業 〈補助率〉市町村事業費又は補助額の 1/2 以内※(H)は 3/5 以内、(C)のうち、大型店と協働する事業は 5/9 以内 〈補助限度額〉上限:1 事業 700 万円 (1 市町村補助限度額 3,000 万円) 下限:1 事業 50 万円 ただし、人材強化事業、空き店舗対策事業、地域コミュニティ活性化事業、インバウンド対策事業及び「商店街の未来を拓くプロジェクト」推進事業は 1 事業 30 万円、街路灯修繕・撤去事業は 1 事業 10 万円
事業等の対象	市町村
事業等の予算	115,000 千円(前年度 806,250 千円)
事業等の実施スケジュール	事業提案期限:2025 年 7 月中旬 ※ 市町村からの提案事業を審査会に諮り、その結果を踏まえて補助事業を採択する。
活用にあたってのポイント	
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogyo/machi01genki.html
担当課室	経済産業局中小企業部商業流通課(街づくりグループ)
連絡先	TEL 052-954-6338 (内線 3358) FAX 052-954-6925 E-mail shogyo@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	商業振興事業費補助金（商店街振興組合連合会事業）
事業等の目的	商店街の活性化を図るため、商店街の指導団体である商店街振興組合連合会の行うまちづくり事業を支援する。
事業等の内容	<補助対象事業> ・地元商店街と共に開催する安心安全活動事業（防犯グッズの配布、防犯講座の開催） ・商店街連携支援事業（地域の学校、NPO・地域団体等と連携し行う、イベント・商品開発等を支援） <補助率> 1/2 以内
事業等の対象	愛知県商店街振興組合連合会
事業等の予算	1,200 千円（前年度 1,200 千円）
事業等の実施スケジュール	防犯グッズの配布、防犯講座の開催（年 4 回） 新商品開発事業、商店街のイベント事業（年 4 回）
活用にあたってのポイント	
関連HP	
担当課室	経済産業局中小企業部商業流通課（商業指導グループ）
連絡先	TEL 052-954-6336（内線 3350） FAX 052-954-6925 E-mail shogyo@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	商業振興事業費補助金（地域商業活動活性化事業）
事業等の目的	地域経済の発展を図るために、商店街等が実施する賑わい創出・商機能強化事業、地域課題対応事業及びインバウンド対策事業に対し補助する。
事業等の内容	<補助対象事業> 1 団体につき 1 事業 （既に申請した補助対象事業と異なる補助対象事業の申請は妨げないこととし、その場合は合計 3 事業まで申請可能） ①賑わい創出・商機能強化事業 ②地域課題対応事業 ③地域課題対応事業（商店街の未来を拓くプロジェクト指定団体枠） ④インバウンド対策事業 <補助率> 会員数 1～30 者：40%以内（③は 80%以内） 31～50 者：30%以内（③は 60%以内） 51 者～ ：20%以内（③は 40%以内） ※過疎・離島地域については①・②・④は 40%以内、③は 80%以内 <補助金交付額の上限額> 90 万円
事業等の対象	地域経済の発展を図るために、商業活性化事業を実施する下記の団体等 ・商店街振興組合及び発展会等の商店街組織 ・事業協同組合、商工組合（商業組合）、協業組合 ・商工会、各種準拠法に基づく法人、まちづくり会社 ・若手及び女性経営者団体 ・商店街組織又は事業協同組合等の組合を含む連合組織
事業等の予算	83,000 千円（前年度 83,000 千円）
事業等の実施スケジュール	申請締切日（例年）：6 月 30 日
活用にあたってのポイント	
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogyo/0000070144.html
担当課室	経済産業局中小企業部商業流通課（商業振興グループ）
連絡先	TEL 052-954-6337（内線 3354） FAX 052-954-6925 E-mail shogyo@pref.aichi.lg.jp

農業水産局

事業等の名称	農村型地域運営組織（農村 RMO）形成支援事業
事業等の目的	中山間地域等では、人口減少や高齢化が急速に進行しており、単独の集落では、農用地等の維持・管理と農業生産活動の継続が困難になる集落が増加している。そのため、中山間地域等において、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村 RMO）」の形成により地域で支え合うむらづくりを推進する。
事業等の内容	地域の将来ビジョンに基づいて、地域協議会が地域コミュニティの維持のために行う以下の調査、計画作成、実証事業等の取組を支援する。事業期間は3年。 ①農用地保全 農用地を持続的に保全するための取組 ②地域資源活動 農産物を含む地域資源を活用し、所得向上や雇用確保につながる取組 ③生活支援 農村地域における生活支援の取組
事業等の対象	過疎地域、振興山村、離島振興対策実施地域、特定農山村地域の複数集落を含む地域協議会
事業等の予算	12,000 千円（前年度 30,053 千円）
事業等の実施スケジュール	本事業は農林水産省の補助事業のため、事業計画は東海農政局が審査し、採択される。 事業の実施を希望する場合は、市町村へ問い合わせること。
活用にあたってのポイント	事業実施中に、農用地の保全、地域資源の活用、農村の生活支援に係る「地域の将来ビジョン」を策定して（既存のものの活用可）、それぞれの調査・計画作成を行い、計画に基づいて実証する。
関連HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/nrmo/
担当課室	農業水産局農政部農業振興課（農村対策グループ）
連絡先	TEL 052-954-6406（内線 3652） FAX 052-954-6930 E-mail nogyo-shinko@pref.aichi.lg.jp

農林基盤局

事業等の名称	農業農村多面的機能支払事業
事業等の目的	農業・農村は、食料を供給する役割だけでなく、国土保全、水源かん養、景観形成といった多面的な機能も併せ持っており、広く県民に恩恵をもたらしている。しかしながら、農村地域の高齢化や過疎化等により、地域の共同活動により支えられてきた多面的機能の維持・保全が難しくなり、水路、農道等への維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況にある。 このため、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・保全されるよう、多面的機能の発揮のための地域活動に対して支援を行う。
事業等の内容	地域共同で行う多面的機能を支える活動や、水路、農道等施設の質的向上を図る活動に対し、地区内の農用地面積に応じて支援する。 【農地維持支払】 農業者のみ又は農業者と地域住民で構成される組織が取り組む、水路の泥上げや農道の草刈り等の基礎的保全活動に対して支援 支援単価(水田:3,000 円/10a 畑:2,000 円/10a) 【資源向上支払】 農業者と地域住民で構成される組織が基礎的保全活動と併せて取り組む以下の活動に対して支援 ①地域資源の質的向上を図る共同活動 施設の軽微な補修や植栽による景観形成等の活動に対して支援 支援単価(水田:2,400 円/10a 畑:1,440 円/10a) ②施設の長寿命化のための活動 老朽化が進む農業用排水路等の補修・更新を支援 支援単価(水田:4,400 円/10a 畑:2,000 円/10a)
事業等の対象	農用地内にある農地や農業水利施設などを適切に維持・保全する共同活動を実施する活動組織
事業等の予算	1,578,792 千円(前年度 1,575,680 千円)
事業等の実施スケジュール	活動組織を設立し、農地維持支払及び資源向上支払で取り組む内容を話し合い、事業計画書(期間5年間)を作成し市町村から認定を受ける。
活用にあたってのポイント	活動組織が実施する共同活動には一定の要件があり、活動の実施状況や出納に関する記録を提出することとなる。
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/0000022696.html
担当課室	農林基盤局農地部農地計画課(企画・計画グループ)
連絡先	TEL 052-954-6429 (内線 3715) FAX 052-954-6935 E-mail nochikeikaku@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	中山間ふるさと・水と土保全対策事業
事業等の目的	中山間地域では、過疎化、高齢化等の著しい進行により、地域の活力が低下しつつある。 このため、平成 5 年度から平成 9 年度にかけて造成した「中山間ふるさと・水と土保全基金（総額 6 億 6 千万円）」の運用益等を活用し、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るための各種事業を推進する。
事業等の内容	①調査研究事業 将来の地域活性化や施設の維持管理等を検討・推進する上での基礎資料となる、地域活性化ビジョンの作成や土地改良施設等保全整備調査の実施 ②研修事業 地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材（ふるさと・水と土指導員）の育成 ③推進事業 ふるさと・水と土指導員が行う活動への支援及び各種イベントによる啓発・普及活動の実施
事業等の対象	過疎・山村・離島・半島・特定農山村関係市町村のうち「市町村基金」を造成している 5 市町※の区域 ※岡崎市、豊田市、新城市、設楽町、東栄町
事業等の予算	24,200 千円（前年度 16,900 千円）
事業等の実施スケジュール	関係農林水産事務所（西三河、豊田加茂、新城設楽）の建設課及び関係市町の担当課が連携し、実施計画等を作成する。
活用にあたってのポイント	都市住民等との交流活動を企画・指導する「ふるさと・水と土指導員」は、中山間地域活性化の啓発・普及活動に係る助成を受けることができる。
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/0000022696.html
担当課室	農林基盤局農地部農地計画課（企画・計画グループ）
連絡先	TEL 052-954-6429（内線 3715） FAX 052-954-6935 E-mail nochikeikaku@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	あいち森と緑づくり森林整備事業 提案型里山林整備事業
事業等の目的	手入れが行き届かず、竹の繁茂や枯損木が多く、鬱蒼として人々に利用されにくくなった都市近郊の里山林を、地域住民や NPO 等が保全・活用する取組に対して支援し、快適な環境の形成や生物多様性の保全等の公益的機能を適切に発揮させるとともに、環境学習や保全活動の場として活用するなどの地域のニーズに応えていく。
事業等の内容	市町村交付金事業 市町村が、里山林整備事業計画を作成して整備等を実施 (例) 森林調査、測量、地域住民等では実施が困難な森林整備、施設整備(管理道、作業小屋、森林整備機材等)
事業等の対象	地域の住民、団体等と協働・連携して維持、保全及び利活用を継続して行うための保全活用計画が策定された森林
事業等の予算	100,000 千円(提案型里山林整備事業)(前年度 100,000 千円)
事業等の実施スケジュール	市町村の実施要望に基づき事業採択を決定する。
活用にあたってのポイント	本事業は、市町村への交付金制度であるので、市町村担当課と調整を要する。
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shinrin/morimido-satoyamarin.html
担当課室	農林基盤局林務部森林保全課 森と緑づくり推進室(森林里山再生グループ)
連絡先	TEL 052-954-6455 (内線 3770) FAX 052-954-6937 E-mail mori-midori@pref.aichi.lg.jp
備考	<pre> graph TD A[県] -- "里山林整備事業計画承認 交付金交付" --> B[市町村] B -- "里山林整備事業計画策定 事業実施" --> F[里山林 保全活用活動] B -- "森林の保全に関する協定締結 保全活用計画策定" --> C[森林所有者] B -- "森林の保全に関する協定締結 保全活用計画策定" --> D[地域住民、 団体、NPO 等] C <--> D C --> F D --> F </pre>

建設局

事業等の名称	愛・道路パートナーシップ事業
事業等の目的	・県管理道路の清掃美化を行う団体に対し、県・市町村が支援するもの ・アダプトプログラムの趣旨に基づき実施
事業等の内容	○実施団体(住民グループ) ・清掃美化活動等を実施する。実施活動内容を道路管理者へ報告する。 ○県(道路管理者)、市町村 ・清掃用具の支給、表示板の設置、ボランティア保険負担、収集ゴミの回収・処理等により支援
事業等の対象	歩道など安全に活動できる一定区間(100m 以上を目安)を原則として年4回以上、2年間以上継続して実施できる5名以上の団体(企業等も可)
事業等の予算	16,100 千円(前年度 16,100 千円)
事業等の実施スケジュール	年度初めに活動計画、年度末に活動報告を実施団体から提出
活用にあたってのポイント	道路維持課ホームページによる案内
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/douroiji/partner.html
担当課室	建設局道路維持課(路政・管理グループ)
連絡先	TEL 052-954-6546 (内線 2693) FAX 052-951-0861 E-mail douroiji@pref.aichi.lg.jp

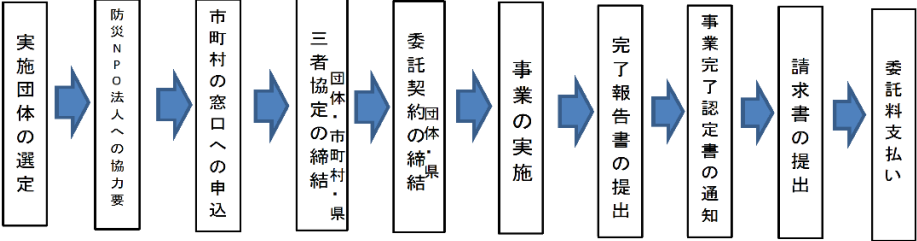
事業等の名称	マイタウンマイロード事業
事業等の目的	・「自分たちの通る道を自分たちできれいにしたい」という地域住民の希望に答える。 ・コスト縮減、地域のコミュニケーション形成等
事業等の内容	○道路法面等の除草 県管理道路において、安全に草刈が出来る一定の区間について、定期的(概ね 500 m²以上を年 2 回以上が目安)に除草(草刈・集積・運搬)を行う。
事業等の対象	自治会、市民団体の地域住民団体、及び、地元在勤する団体。
事業等の予算	62,590 千円(前年度 62,590 千円)
事業等の実施スケジュール	年度始めに委託契約を行い、地域住民の必要な時期に草刈を実施
活用にあたってのポイント	ボランティア保険、交通誘導員の費用も対象
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/douroiji/mytown.html
担当課室	建設局道路維持課(維持防災グループ)
連絡先	TEL 052-954-6539 (内線 2698) FAX 052-951-0861 E-mail douroiji@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	コミュニティリバー推進事業
事業等の目的	県管理河川において、地域に密着したきめ細かな草刈り作業を県と地元市町村や地域住民団体が一体となって推進するとともに、河川利用の促進を目指す。
事業等の内容	県管理河川の草刈りを地域住民団体等へ委託する。
事業等の対象	地域住民団体等
事業等の予算	10,000 千円（前年度 10,000 千円）
事業等の実施スケジュール	年度当初 草刈り区間を公表 ～4 月末日 地域住民団体等の公募 ～5 月 15 日 地域住民団体等は実施申出書を提出 6 月頃～ 除草委託及び除草を実施 除草完了後、完了検査を実施し、委託料を支払う
活用にあたってのポイント	・委託業務なので実施計画書の作成や現場管理等契約上の責任が課せられる。 ・河川愛護活動報奨制度と重複利用に制限がある。
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/community-river.html
担当課室	建設局河川課（環境・海岸グループ）
連絡先	TEL 052-954-6556（内線 2732） FAX 052-953-1457 E-mail kasen@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	河川愛護活動報奨制度
事業等の目的	県管理河川内における河川愛護団体の清掃活動等を支援すること
事業等の内容	清掃活動等の実績に応じて報償費を一人一日 150 円以内で支払う
事業等の対象	10 人程度以上で構成されていて建設事務所長が相当と認めた河川清掃活動を実施している団体
事業等の予算	11,000 千円（前年度 11,000 千円）
事業等の実施スケジュール	・建設事務所に活動計画を報告 ・清掃活動実施（4 月から翌年 1 月末まで） ・活動実績報告書を建設事務所に提出 ・審査・報償費支払い
活用にあたってのポイント	・コミュニティリバー推進事業と重複利用に制限がある。 ・対象期間、支給額及び構成員に制限がある。
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/kasenaigo.html
担当課室	建設局河川課（環境・海岸グループ）
連絡先	TEL 052-954-6556 （内線 2732） FAX 052-953-1457 E-mail kasen@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	海岸愛護活動報奨制度
事業等の目的	海岸保全区域内における海岸愛護団体の清掃活動等を支援すること
事業等の内容	清掃活動等の実績に応じて報償費を一人一日 150 円以内で支払う
事業等の対象	10 人程度以上で構成されていて建設事務所長が相当と認めた海岸の清掃活動を実施している団体
事業等の予算	618 千円(前年度 618 千円)
事業等の実施スケジュール	・建設事務所に活動計画を報告 ・清掃活動実施(4 月から翌年 1 月末まで) ・活動実績報告書を建設事務所に提出 ・審査・報償費支払い
活用にあたってのポイント	
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/kaigannaigo.html
担当課室	建設局河川課(環境・海岸グループ)
連絡先	TEL 052-954-6556 (内線 2732) FAX 052-953-1457 E-mail kasen@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	水辺の緑の回廊整備事業
事業等の目的	河川に地域住民の協力により自然植生の植樹を行うことにより河畔林の形成を図るもので、自然環境と良好な景観の回復を図るとともに、地域住民と河川の良い関係の再構築を目的とする。
事業等の内容	河川に、地域住民の参加により、潜在自然植生の植樹を行う。
事業等の対象	地域住民団体等
事業等の予算	1,000 千円（前年度 1,000 千円）
事業等の実施スケジュール	・地域住民団体等、地元市町村、建設事務所の合意の上、市町村から水辺の緑の回廊整備について申請 ・植樹の実施（概ね 9～3 月）
活用にあたってのポイント	植樹後の簡易な管理は地域住民団体等で行っていただく
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/tashizen.html
担当課室	建設局河川課（環境・海岸グループ）
連絡先	TEL 052-954-6556（内線 2732） FAX 052-953-1457 E-mail kasen@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	みずから守るプログラム地域協働事業
事業等の目的	住民の方々が、情報を的確に理解し、自発的な避難行動に移せるように、平成23年度から、住民同士が避難のあり方などを学習する機会を提供する「みずから守るプログラム」を展開している。 地域協働型の取組として、『手づくりハザードマップ作成』『大雨行動訓練』がある。
事業等の内容	○手づくりハザードマップ作成 ・自分が住んでいる地域での洪水に対するリスク、河川情報の意味と情報の取得方法を学ぶ。 ・住民自らが町を歩き、まだ避難できる浸水初期段階のマップを作成する。 ○大雨行動訓練 ・作成した手づくりハザードマップを使った実際の訓練や、勉強会等での住民同士の話し合いを通して、「自分にとっての適切な行動とは何か」を考える。 ○助成額（印刷費等を助成する。） ・10万円～40万円程度（手づくりハザードマップ及び大雨行動訓練）
事業等の対象	愛知県内で本事業の支援体制が整っている市町村に属する自治会や自主防災会等、自発的な意志により地域の防災活動を行う団体で、地元市町村に在住している代表者及び会員により構成されている団体
事業等の予算	12,000 千円（前年度 12,000 千円）
事業等の実施スケジュール	 <pre> graph LR A[実施団体の選定] --> B[防災NPO法人への協力要請] B --> C[市町村の窓口への申込] C --> D[三者協定の締結 団体・市町村・県] D --> E[委託契約の締結 団体・県] E --> F[事業の実施] F --> G[完了報告書の提出] G --> H[事業完了認定書の通知] H --> I[請求書の提出] I --> J[委託料支払い] </pre>
活用にあたってのポイント	防災 NPO 法人に協力を要請することで、講師の派遣や教材の提供や地図の作成・印刷などの幅広い支援を受けることができる。
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/mizupuro-title-20220126.html
担当課室	建設局河川課（企画グループ）
連絡先	TEL 052-954-6553（内線 2736） FAX 052-953-1457 E-mail kasen@pref.aichi.lg.jp

都市・交通局

事業等の名称	港湾・漁港海岸施設愛護団体報償費
事業等の目的	海岸線の清掃を通じて地域共有の公共財産である海をよりよいものにすることを目的として、市民団体等の清掃活動を支援することで、市民活動の充実と、海を守る意識の向上を図る。
事業等の内容	港湾・漁港海岸施設等の清掃活動を実施している団体に対し、1 人 1 日あたり 150 円以内(1 団体につき限度額 10 万円)を報償費として支払う。
事業等の対象	10 人程度以上で構成されており、建設事務所長又は港務所長が相当と認めた海岸の清掃活動を実施している団体
事業等の予算	306 千円(前年度 306 千円)
事業等の実施スケジュール	①事前報告 実施団体は、建設事務所又は港務所に活動について事前に報告する。 ②活動実施期間 4 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで ③活動実施・報告 実施団体は、活動内容について、参加者名簿・活動写真・場所図を添付した報告書を市町村に提出する。 ④審査 市町村から提出を受けた③の報告書により、建設事務所又は港務所で活動内容等の確認を行う。 ⑤支払い 年度末に建設事務所又は港務所から、団体に一括して支払う。
活用にあたってのポイント	・活動について、事前に建設事務所又は港務所に報告が必要 ・活動内容について、活動日ごとの実施内容(活動実施報告書)とともに参加者名簿、活動写真・場所図なども添えて、市町村に提出が必要(様式は港湾課ホームページに掲載) ・市町村等公的機関の職員が行う活動や学校等の授業中の活動については対象外
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kowan/
担当課室	都市・交通局港湾課(港湾管理グループ)
連絡先	TEL 052-954-6564 (活動に関するご相談は、建設事務所又は港務所にお問い合わせください。)

事業等の名称	あいち森と緑づくり都市緑化推進事業 県民参加緑づくり事業
事業等の目的	平成 21 年度から始まった「あいち森と緑づくり事業」では、森林、里山林及び都市の緑の整備・保全に取り組んでいる。 このうち、都市の緑化を促進するためには、行政だけでなく、県民自らが主体となった緑化活動を推進していくことが必要であるため、当事業により市民団体等の主体的な緑化活動や都市緑化の普及啓発へ支援する。
事業等の内容	市町村や市民団体が行う県民参加による樹林地整備、植樹、ビオトープづくり等の体験学習、緑づくり活動や都市緑化の普及啓発に対して交付金を交付する。 (延べ 50 名以上の参加が要件。交付率 10/10、上限額 3,000 千円) ②市町村が行う講師派遣等による市民団体活動育成事業に対して交付金を交付する。 (延べ 20 名以上の参加が要件。交付率 10/10、上限額 170 千円) <u>※県営公園などの県有地以外で実施する場合、市町村によって、取扱いが異なる場合がございますので、詳しくは市町村の担当窓口におたずねください。</u>
事業等の対象	市町村、市民団体
事業等の予算	180,438 千円(前年度 147,575 千円)
事業等の実施スケジュール	○<u>県営公園などの県有地以外で実施する場合、市町村によって、取扱いが異なりますので、市町村の担当窓口にお尋ねください。</u> ○<u>県営公園などの県有地で実施する場合、年間を通じて受け付けておりますが、予算に限りがあるため、早めにご相談ください。</u>
活用にあたってのポイント	事業箇所は公有地内に限ります。実施箇所の市町村によって、取扱いが異なりますので、事業を実施したい市民団体の方は、市町村の担当窓口におたずねください。なお、県営公園などの県有地での活動に限り、県庁公園緑地課にご相談ください。
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/0000024409.html
担当課室	都市・交通局都市基盤部公園緑地課(企画・都市緑化グループ)
連絡先	TEL 052-954-6526 (内線 2674) FAX 052-953-5329 E-mail koen@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	愛・地球博記念公園 公園マネジメント会議
事業等の目的	公園マネジメント会議は、市民と行政のパートナーシップにより運営する会議体で、公園利用者の満足度向上等を目的に、利用者の目線で愛・地球博記念公園の管理運営を行う協議・実践の場である。 各会員が有する技術・ノウハウやつながりを活かして、公園の新しい楽しみ方を提供したり、地域や公園周辺の企業と連携してのイベントの充実化を図ったり、大学等と連携しての調査活動などに取り組んでいる。
事業等の内容	会議の主な内容は以下の通り ○本会議の全会員による「総会」を開催する。 ○本会議の中心的な会員により、公園運営について協議する会議「コア会議」を開催する。 ○活動の内容毎に設けた「分科会」によって、公園の魅力向上に資する実践を行う。
事業等の対象	会員は愛・地球博での活動実績があるか、又は今後愛・地球博記念公園での活動が見込まれる、NPO等市民団体、企業、大学・研究機関等、行政などの団体を対象としている。
事業等の予算	－
事業等の実施スケジュール	本会議の全会員による「総会」を年に１回程度、中心的な会員による「コア会議」を２ヶ月に１回を目安に開催している。 また、これらの会議で提言が行われた場合等の実行組織として「分科会」を設け、現在３つの分科会が活動を行っている（2025年２月１日現在）。 このほか、万博の開閉幕時にあわせて、モリコロパーク秋まつり、春まつりを実行委員会を立ち上げ、定期的に開催している。 年度末には、自分たちの活動の結果得られたことを次年度にフィードバックさせるため「評価委員会」を開催し、会議活動の改善を図っている。
活用にあたってのポイント	新規会員の募集を、随時行っている。 新規会員は総会の承認が必要。
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/koenmng.html
担当課室	都市・交通局都市基盤部公園緑地課（協働グループ）
連絡先	TEL 052-954-6491（内線 2611） FAX 052-953-5329 E-mail koen@pref.aichi.lg.jp

建築局

事業等の名称	優良県営住宅自治会表彰
事業等の目的	県営住宅団地のうち、卓越した活動により団地の円滑な運営に多大な貢献をした優良な自治会等を表彰する。
事業等の内容	共同施設の運営管理、団地の防災活動、住民相互間のコミュニケーション活動、自動車の保管場所の確保、その他特に表彰を適当と認めるものを表彰する。
事業等の対象	県営住宅で活動をする自治会等
事業等の予算	- 千円(前年度 - 千円)
事業等の実施スケジュール	・12月中旬くらいまでに表彰対象の自治会等を報告 ・賞状を作成し、3月上旬に表彰対象がある事務所ごとに表彰する。
活用にあたってのポイント	
関連HP	
担当課室	建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室
連絡先	TEL 052-954-6578(内線 2811)
備考	〔表彰状況〕 ○令和6年度 県営旭自治会、県営六栗住宅自治会 ○令和5年度 県営万場東住宅、県営長根住宅、県営古井住宅、県営猿投住宅 ○令和4年度 県営長久手住宅、県営浅野住宅、県営新渡場住宅、県営千両住宅 ○令和3年度 県営中山住宅 ○令和2年度 県営水野住宅、県営松竹住宅、県営緑町住宅、県営初吹住宅 ○令和元年度 県営諸輪住宅、県営上六名住宅、県営三好丘旭住宅 ○平成30年度 県営一宮北住宅、県営今住宅、県営前田南住宅 ○平成29年度 県営大口住宅、県営東浦住宅 ○平成28年度 県営北外山住宅、県営布袋住宅 ○平成27年度 県営旭住宅自治会、県営赤松住宅自治会

スポーツ局

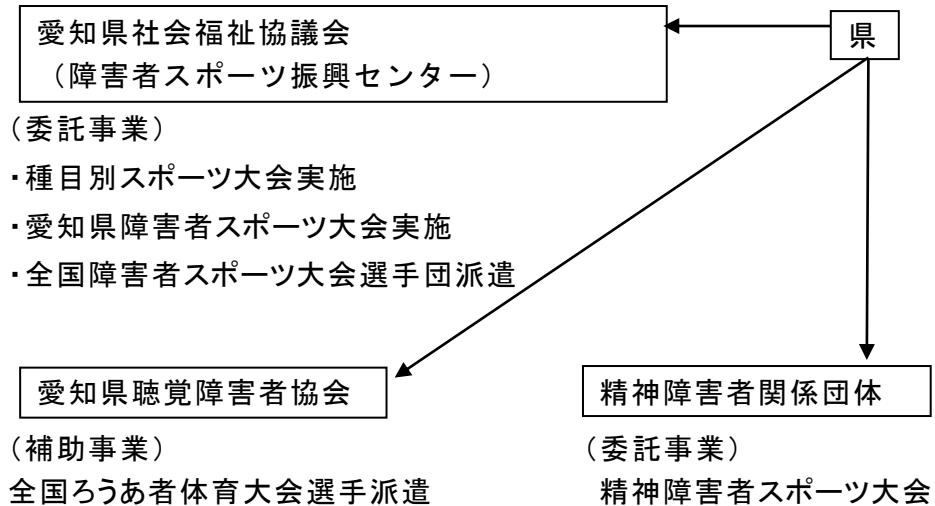
事業等の名称	総合型地域スポーツクラブの育成
事業等の目的	県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、愛知県スポーツ協会を通じて総合型地域スポーツクラブの運営実務や指導者の確保を支援することにより、質の高いスポーツ活動の機会を提供する。
事業等の内容	- 運営体制支援 - 登録・認証制度の登録準備クラブに対し、運営実務をサポートするコーディネーターの派遣 - 登録クラブに対し、法務・財務相談支援や広報支援を実施 - 指導者確保支援 - スポーツ教室等の充実に取り組むクラブに対して、県内の競技団体の指導者や、スポーツ医・科学人材を派遣 - 県内の競技団体の指導者や、スポーツ医・科学人材のうち、実際に現場で指導できる者を会員として登録する「あいちスポーツサポートメンバーズ」の創設、運用
事業等の対象	登録クラブ及び登録準備クラブ
事業等の予算	36,137 千円（前年度 34,328 千円）
事業等の実施スケジュール	事業は年間を通して実施する。 4月：事業開始、支援対象クラブの選定等 5月中旬：説明会 ～2月：支援実施
活用にあたってのポイント	登録・認証制度：クラブの認知度向上などを目的とし、スポーツ指導者の配置や地域住民による主体的な運営、ガバナンスに関する規約の整備など、基準に適合するクラブを日本スポーツ協会が登録認定する制度（登録：2022 年度より運用開始、認証：2025 年度より運用開始）
関連HP	https://aichi-sports.or.jp/wsc/index.html
担当課室	スポーツ局競技・施設課（調整・地域スポーツグループ）
連絡先	スポーツ局競技・施設課 TEL 052-954-7471（内線 2583） FAX 052-951-1005 E-mail kyougi-shisetsu@pref.aichi.lg.jp 公益財団法人愛知県スポーツ協会 TEL 052-264-1010 FAX 052-264-0909 E-mail info@aichi-sports.or.jp

事業等の名称	障害者スポーツ参加促進事業費
事業等の目的	障害者スポーツの参加促進を図るとともに、事業を通じて更なる一般県民の障害への理解促進を図る。
事業等の内容	○障害者スポーツ参加促進事業 障害者スポーツに関し本県にゆかりのあるトップレベルの指導者・選手等による講演会や実技指導等を実施する。 ○地域交流事業 精神障害者を対象としたスポーツ大会を開催し、スポーツを通じた精神障害者の社会参加を目指す。
事業等の対象	○障害者スポーツ参加促進事業 スポーツに初めて触れる障害者やレベルアップした障害者等 ○地域交流事業 精神障害者
事業等の予算	5,082 千円（前年度 9,168 千円）
事業等の実施スケジュール	障害者スポーツ参加促進事業 12 月～2 月 地域交流事業 4 月～6 月
活用にあたってのポイント	
関連HP	
担当課室	スポーツ局競技・施設課（障害者スポーツグループ）
連絡先	TEL052-954-7472（内線 5245） FAX052-951-1005 E-mail kyougi-shisetsu@pref.aichi.lg.jp
備考	愛知県社会福祉協議会 （障害者スポーツ振興センター） （委託事業） ・ 障害者スポーツ参加促進事業実施 県 ↓ 精神障害者関係団体 （希望会） （委託事業） 地域交流事業実施

事業等の名称	障害者スポーツ推進事業費																																																	
事業等の目的	障害者の体力増強と残存機能の向上を図るとともに、スポーツを通じて障害者に対する一般の理解と関心を高め、障害者の自立と社会参加を促進する。																																																	
事業等の内容	あいち障害者スポーツ連絡協議会の開催 ポータルサイト「aispo！Do！」の運営 地域で障害者も参加できるスポーツプログラムの実施 スポーツ指導者への障害者スポーツ勉強会・体験会の実施 障害者スポーツ体験・交流イベント「あいちパラスポPARK」の開催 地域や医療機関でのスポーツ体験機会の創出 あいちパラスポーツサポーターの育成 若手指導者の確保 指導者のリ・スタート支援																																																	
事業等の対象	一般県民																																																	
事業等の予算	19,534 千円（前年度 20,417 千円）																																																	
事業等の実施スケジュール	<table><tr><td>2025 年</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2026 年</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4 月</td><td>5 月</td><td>6 月</td><td>7 月</td><td>8 月</td><td>9 月</td><td>10 月</td><td>11 月</td><td>12 月</td><td>1 月</td><td>2 月</td><td>3 月</td><td></td></tr><tr><td colspan="12">・連絡協議会の開催（年2回程度） ・ポータルサイト「aispo！Do！」の運営（通年） ・地域で障害者も参加できるスポーツプログラムの実施（年5回程度） ・スポーツ指導者へのパラスポーツの勉強会・体験会の実施（年1回×2会場×3日程度） ・交流イベント「あいちパラスポPARK」の実施（年1回程度） ・あいちパラスポーツサポーターの育成（年1回×3会場程度） ・若手指導者の確保（年1回）</td></tr></table>												2025 年										2026 年			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		・連絡協議会の開催（年2回程度） ・ポータルサイト「aispo！Do！」の運営（通年） ・地域で障害者も参加できるスポーツプログラムの実施（年5回程度） ・スポーツ指導者へのパラスポーツの勉強会・体験会の実施（年1回×2会場×3日程度） ・交流イベント「あいちパラスポPARK」の実施（年1回程度） ・あいちパラスポーツサポーターの育成（年1回×3会場程度） ・若手指導者の確保（年1回）											
2025 年										2026 年																																								
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月																																							
・連絡協議会の開催（年2回程度） ・ポータルサイト「aispo！Do！」の運営（通年） ・地域で障害者も参加できるスポーツプログラムの実施（年5回程度） ・スポーツ指導者へのパラスポーツの勉強会・体験会の実施（年1回×2会場×3日程度） ・交流イベント「あいちパラスポPARK」の実施（年1回程度） ・あいちパラスポーツサポーターの育成（年1回×3会場程度） ・若手指導者の確保（年1回）																																																		
活用にあたってのポイント																																																		
関連HP																																																		
担当課室	スポーツ局競技・施設課（障害者スポーツグループ）																																																	
連絡先	TEL052-954-7472（内線 3398） FAX052-951-1005 E-mail kyougi-shisetsu@pref.aichi.lg.jp																																																	

事業等の名称	障害者スポーツ大会事業費
事業等の目的	障害者の体力増強と残存機能の向上を図るとともに、スポーツを通じて障害者に対する一般の理解と関心を高め、もって障害者の自立と社会参加を促進する。
事業等の内容	○種目別スポーツ大会 県内の各地域で社会活動への参加を促進することを目的として障害者が参加する各種スポーツ大会を開催する。 ○愛知県障害者スポーツ大会 県内各地域で、障害者のスポーツ競技大会を開催する。 ○全国障害者スポーツ大会 都道府県・政令指定都市の障害者が参加する全国障害者スポーツ大会へ、愛知県選手団を派遣するための、選手選考会や大会派遣に係る事業を行う。 ○全国ろうあ者体育大会 全国ろうあ者体育大会に参加する愛知県代表選手の参加に要する経費に対し補助する。 ○精神障害者スポーツ大会 精神障害者スポーツ(バレーボール)大会を開催する。
事業等の対象	身体障害者、知的障害者、精神障害者、聴覚障害者
事業等の予算	56,876 千円(前年度 47,889 千円)
事業等の実施スケジュール	
活用にあたってのポイント	種目別スポーツ大会 9月～1月 愛知県障害者スポーツ大会 4月～6月 全国障害者スポーツ大会 10月 全国ろうあ者体育大会 9月 精神障害者スポーツ大会 11月
関連HP	
担当課室	スポーツ局競技・施設課(障害者スポーツグループ)
連絡先	TEL052-954-7472(内線 5245) FAX052-951-1005 E-mail kyougi-shisetsu@pref.aichi.lg.jp

備考



愛知県教育委員会

事業等の名称	「あいちの学校連携ネット」～つながる・学ぶ・夢かなう～
事業等の目的	本県教育の向上のため、県内の大学と県教育委員会が連携することにより、高校生に対する大学の学びに触れる機会の提供や、大学生による学校現場での学習支援ボランティアの活用の推進等を図る。
事業等の内容	県内の大学、高等学校、市町村教育委員会等が、各種情報を直接掲載できるサイト「あいちの学校連携ネット」を運営し、これにより双方の連携した取組につなげていく。 【サイトの機能(例)】 ○高校生や教職員が、大学が行う高校生向け講座や教員向けの公開講座などの情報を検索できる機能 ○大学生が、小・中学校での学習支援ボランティアの募集情報を検索し、応募することもできる機能
事業等の対象	高校生、各学校の教職員、大学生、大学の教職員、市町村教育委員会
事業等の予算	188 千円(前年度 188 千円)
事業等の実施スケジュール	・Web サイトのため、いつでも閲覧可能 ・サイト内の情報は、大学や市町村教育委員会等が随時更新
活用にあたってのポイント	【高校生のみなさんへ】 ・各大学が行う高校生向け講座情報、専門学科・総合学科の生徒向けの情報や各大学のバリアフリー対応の情報などを掲載 【教職員のみなさんへ】 ・各大学の高大連携の窓口、出張講座や大学見学の情報、教員向けの講座情報を掲載 【大学生のみなさんへ】 ・学校現場で学習支援を行う大学生ボランティアの募集情報を掲載 【大学の教職員のみなさんへ】 ・各学校からの大学教員との連携の募集や学校現場で学習支援を行う大学生ボランティアの募集情報を掲載 【市町村教育委員会のみなさんへ】 ・各大学の学生ボランティア募集の窓口や地域スポーツ支援の窓口を掲載
関連HP	https://gakkourenkei.aichi-c.ed.jp/
担当課室	愛知県教育委員会教育部 あいちの学び推進課(振興・計画グループ)
連絡先	TEL 052-954-6779 (内線 3941) FAX 052-954-6962 E-mail aichi-manabi@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	子どもの貧困対策啓発事業
事業等の目的	大学生への学習支援ボランティア募集事業及び児童生徒や保護者への教育相談事業等の啓発・周知の促進
事業等の内容	・県内の大学等へ、WEBページ「あいちの学校連携ネット」のボランティア募集等に関するチラシ・ポスターを配布する。 ・児童生徒や保護者へ、悩みなどの電話相談窓口や、家庭訪問による相談受付事業などについて周知するとともに、テーマに沿った各主体による地域・家庭・学校におけるキャンペーン活動の推進を図る。
事業等の対象	児童生徒、大学生、保護者、学校、地域住民はじめ県民全般
事業等の予算	299 千円（前年度 299 千円）
事業等の実施スケジュール	・各学校や市町村教育委員会等における取組を実施（通年）
活用にあたってのポイント	
関連HP	
担当課室	愛知県教育委員会教育部 あいちの学び推進課（振興・計画グループ）
連絡先	TEL 052-954-6779（内線 3941） FAX 052-954-6962 E-mail aichi-manabi@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	地域学校協働活動推進事業
事業等の目的	地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘されているとともに、学校が抱える課題は複雑化・困難化している。そのような状況の中で、地域と学校がパートナーとして、共に子供を育て、共に地域を創るという理念に立ち、地域の教育力を向上し、持続可能な地域社会をつくる必要がある。 学校と地域が目標やビジョンを共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子供たちの成長を支えていく体制を整備する。
事業等の内容	①学校と地域の連携・協働推進会議の開催 ②「先生と地域の方がともに学ぶ コミュニティ・スクール、地域学校協働活動研修会」の開催 ③コンサルタントの派遣 ④地域学校協働活動推進員配置への補助（補助率 2/3） ⑤地域未来塾等への補助（補助率 2/3） ⑥放課後子ども教室及び土曜日の教育支援活動への補助（補助率 2/3）
事業等の対象	市町村、地域人材
事業等の予算	413,573 千円（前年度 423,460 千円）
事業等の実施スケジュール	①学校と地域の連携・協働推進会議 年 3 回開催（5 月、9 月、1 月） ②先生と地域の方がともに学ぶ コミュニティ・スクール、地域学校協働活動研修会 年5回開催（7～8 月） ③コンサルタント派遣 18 回（通年） ④⑤⑥ 3 月 補助金仮申請 6 月 交付申請 事業終了後 実績報告
活用にあたってのポイント	
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/site/social-education/chiiki-gakko-gaiyou.html
担当課室	愛知県教育委員会教育部 あいちの学び推進課（家庭教育・地域連携支援グループ）
連絡先	TEL 052-954-6780（内線 3944） FAX 052-954-6962 E-mail aichi-manabi@pref.aichi.lg.jp

事業等の名称	地域に根ざした家庭教育支援推進事業
事業等の目的	市町村を越えた情報交換や、地域におけるきめ細かな家庭教育支援の方策について検討することにより、地域での家庭教育支援活動の具体的な推進に資する。
事業等の内容	家庭教育支援に関わる行政関係者や家庭教育（子育て）支援者等を対象として、家庭教育支援の方策についての検討や情報交換会等を複数回開催する。 その際、そのうちの1回を対象者を拡大し、市町村や地域の家庭教育推進事業の実践紹介、地域ぐるみでの家庭教育推進についての情報交換や研究協議及び優良家庭教育推進組織等の顕彰を行うなど、地域の特性や実情に応じて会の内容を工夫し、地域での家庭教育支援活動の具体的な推進につなげる。
事業等の対象	市町村の家庭教育支援に関わる行政関係者や家庭教育（子育て）支援者等
事業等の予算	390 千円（前年度 397 千円）
事業等の実施スケジュール	年 3 回程度の協議会 うち、1 回は委員と地域の関係者による家庭教育に関わるテーマ別情報交換会を実施
活用にあたってのポイント	
関連HP	https://www.pref.aichi.jp/site/kateikyouiku2/kosodatesientikikouryuukai.html
担当課室	愛知県教育委員会教育部 あいちの学び推進課（家庭教育・地域連携支援グループ）
連絡先	TEL 052-954-6780（内線 3945） FAX 052-954-6962 E-mail aichi-manabi@pref.aichi.lg.jp